国民健康保険税はみんなで支える健康保険の財源です

◆国民健康保険制度とは?

国民健康保険は加入者みんなの助け合いの制度です。

日本では国民皆保険制度がとられており、全国民がい ずれかの公的な医療保険に属していなければなりません。

会社の健康保険や、長寿(後期高齢者) 医療制度に加 入している人以外は、国民健康保険に加入することが義 務付けられています。

私たちは、日常生活の中でいつ病気になったり、ケガ をするかわかりません。そんな時に安心してお医者さんに かかることができるように、日頃からみんなでお金を出し 合い、助け合うことを目的とした医療保険制度です。

◆医療費が年々増加しています!

高齢化や生活習慣病の増加などにともなって医療費が 年々増加しています。このまま医療費が増え続ければ、そ れを補うために国保税負担も増えることになります。

大切な国保税を有効に使うためにも、かけもち受診を控 えるなど医療費削減にご協力をお願いいたします。

◆国民健康保険は、皆さんに納めていただく 国民健康保険税をもとに運営しています

国民健康保険の運営費用として、加入者が国保税を出

し合い、これに国や県の補助金も加えたものを財源として います。ですから皆さんの国保税なしでは国民健康保険の 運営が成り立ちません。

また、被保険者間の公平化を図るため、特別な事情がな く国保税を滞納している方に対しましては、保険給付の全 部又は、一部の支払い差し止めの処置を講じなければなら ないことになっています。

あなたやあなたの家族の健康を守るためにも、国民健康 保険制度への理解と国保税の期限内納付をお願いします。 問い合わせ 税務課 課税係 ☎0287-92-1120

65歳未満の非自発的失業者(解雇等)の 保険税について

解雇等を理由に離職された方は、国民健康保険税 の軽減を受けられる制度があります。

前年の給与所得をその30/100とみな して国民健康保険税を算定します。

・軽減期間 離職日の翌日の属する月から翌年度 末までの期間です。

※軽減を受けるためには申告が必要となります。 ※すでに軽減の申請をされている方で、変更がな い場合は申告の必要はありません。

問い合わせ 住民生活課 ☎0287-92-1112

平成24年度から 後期高齢者医療保険料の保険料率等が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は2年に一度見直しされることになっており、平成24、25年度の保険料率は次の通 りです。

後期高齢者医療保険料は、被保険者の方全員に等しく負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していた だく「所得割額」の合計額となり、平成24年度の保険料は、平成23年中の所得をもとに、個人ごとに計算されます。

均等割額

42.000円

被保険者全員に等しく負担し ていただくものです。

所得割額

基礎控除(33万円)後の 総所得金額等

所得割率8.54%

被保険者の所得に応じて負担して いただくものです。

年間保険料※

上限55万円

(100円未満切り捨て)

※年度の途中で被保険者資格を取得した方の場合、保険料は取得した月からの月割で計算されます。なお、平成23年 度に行われた保険料の軽減措置は、平成24年度においても継続されます。また、新たに後期高齢者医療制度に加入 された方で、東日本大震災により被災された方については、保険料の減免制度がありますので、詳しくは下記までお 問い合せ下さい。

問い合わせ 栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎028-627-6805

住民生活課 保険年金係

☎0287−92−1112

あなたの税が未来を拓く

市町村税徴収強化月間2012夏

◆県下一斉の取組

納税の公平と税収の確保を図るため、7~8月を「市町村税徴収強化月間2012夏 | として、栃木県との協働によ り、県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

◆一人ひとりが那珂川町を支える

皆さんが納めた税金が那珂川町の行政サービスを支えています。納税しない人が増えると生活に必要な様々な事 業が行えなくなります。

●自主的な納付

那珂川町は、自主的な納税を期待しています。期限を過 ぎても納付がない場合は財産の滞納処分(差押・公売な ど)をしなければなりません。

差押財産の調査のため、滞納者の住居や事業所の捜索、 自動車差押のためのタイヤロックをすることもあります。

滞納処分をしなくてもよいように、皆さんの自主的な納 税をお願いします。



那珂川町では税収確保に向け、次のような取組を行っています

納税相談 町税を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。

納税催告 納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書等の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪 問を行います。

財産調査 滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。

給与調査 滞納者の給与を差押するため、勤務先に対し給与の調査を行います。

差押処分 不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押を行います。差押後も納付されない場 合、差押財産の公売・取立を行います。

問い合わせ 税務課管理収税係 ☎0287-92-1120

夏から秋にかけては、「大雨」「洪水」に警戒をお願いします。

夏季から秋季にかけて、台風や豪雨などによ り、河川水位が上昇しやすくなります。この期間 は、いつ洪水が発生するか分かりません。万が一 の河川の氾濫に備えて、あらかじめ避難先・ルー トなどの必要な情報を「洪水ハザードマップ」で ご確認ください。

- ■洪水八ザードマップは、各市町村又は、以下の ホームページで閲覧できます。
- ・国土交通省ハザードマップポータルサイト http://disapotal.gsi.go.jp/
- ■雨量・水位情報は以下の方法で取得できます。
- ・ご家庭のテレビ (NHKのデータ放送) から雨 量・水位を確認できるようになりました。ご家庭 のテレビのチャンネルをNHKに合わせた後、リモ

コンの『**dボタン**』を押して、画面上の『河川水位 雨量情報』を選択。

※一部ご覧いただけない機種があります 【インターネットから(雨量・水位、河川カメラ画像)】 http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/bousai2/

【携帯電話から(雨量・水位情報)】

http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/bousai2/i/ 【電話から】

常陸河川国道事務所テレフォンサービス

2029 - 240 - 4102

■河川堤防の崩れ・ひび割れ、その他河川の構造物 の被害を発見した場合には、下記出張所までお知 らせ下さい。

那珂川上流出張所 20287 - 82 - 3365

広報なかがわ 平成24年7月10日 広報なかがわ 平成24年7月10日